

## 設備メンテナンスオプション利用約款

### 第1条（本約款の適用）

株式会社エネパル（以下「当社」といいます。）は、「設備メンテナンスオプション利用約款」（以下「本約款」といいます。）を定め、本約款に基づき、別紙1に定める内容の「設備メンテナンスオプション」（以下「本オプション」といいます。）を提供します。

### 第2条（用語の定義）

本約款において、以下の用語は、以下各号に定める意味で用いるものとします。

- (1) 「申込者」とは、本約款に同意のうえ、本オプションを利用するため、本オプションへの申込みを希望し、または当該申込みを行う者をいいます。
- (2) 「利用契約」とは、申込者の本オプションへの申込みと当社の承諾により、申込者と当社間に成立する、本オプションを利用するための契約をいいます。
- (3) 「利用会員」とは、当社と利用契約を締結した者をいいます。
- (4) 「本オプション利用料金」とは、本オプション利用の対価及びその他の諸費用等、本オプションの利用にあたり、利用会員が当社に対して支払義務を負う本オプションに関する料金等の総称をいいます。なお、本オプション利用料金の支払いに用いる通貨は、日本円に限るものとします。
- (5) 「需給契約」とは、利用会員と当社との間で締結された、または締結される予定の電気またはガスの需給契約をいいます。

### 第3条（本約款の変更）

1. 当社は、利用会員の了承を得ることなく、民法第548条の4の規定に基づき、本約款を隨時変更することができます。なお、本約款が変更された場合には、本オプションの提供条件その他利用契約の内容は、変更後の約款によるものとします。
2. 当社は、本約款を変更する場合、事前に変更後の約款を当社のWEBサイトに掲載するなど、当社が適切と判断する方法により告知及び周知するものとし、当社が定めた変更期日に効力が生じるものとします。

### 第4条（本オプションの基本内容及び変更）

1. 当社は、本約款に基づき、別紙1「本オプションの概要」に定めるオプションを、利用会員に対して提供します。
2. 利用会員は、事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、利用契約を締結するものとします。
3. 当社は、原則として、利用会員が当社と日本語による意思疎通が可能であることを前提に、利用会員に対して日本語で本オプションを提供します。そのため、これに該当

しない利用会員は、本オプションの全部または一部を利用できない場合があります。

4. 当社は、理由の如何を問わず、本オプションの全部または一部の変更、追加または廃止を行うことができるものとします。なお、この場合において、当社は当該変更、追加または廃止により利用会員が被った損害について一切責任を負わないものとします。

## 第5条（利用契約の申込み）

1. 申込者は、本約款に同意のうえ、当社所定の方法により、本オプションへの申込みを行うものとします。
2. 申込者は、前項の申込みに際して、第10条第1項に定める審査等その他本オプションの提供のために当社が必要と指定する情報及び資料等を、当社に提供するものとします。なお、本項に基づき申込者が当社に提供した情報及び資料等につき、当社は申込者に返却しないものとし、申込者は予めこれを承諾するものとします。
3. 利用契約は、申込者が本オプションへの申込みを行い、当社が当該申込みを承諾したときに成立するものとします。
4. 当社は、以下各号の事由のいずれかが生じた場合、申込者に対して理由を提示することなく、かつ、何らの責任を負うことなく、本オプションへの申込みを承諾しないことができるものとします。
  - (1) 申込者の本オプションの申込内容に、虚偽、誤記または記入漏れがあるとき。
  - (2) 申込者が第10条第1項に定める審査の基準に適合しないとき。
  - (3) 当社に対する債務の支払いを、現に怠りまたは怠るおそれがあるとき。
  - (4) 当社の都合により本オプションの提供が困難であるとき。
  - (5) 本オプションの遂行上、著しい支障があるとき。
  - (6) 前各号の他、本約款の定めに反する事由、本オプションへの申込みが適当でないと当社が判断する事由があるとき。

## 第6条（利用会員の同意事項）

利用会員は、本オプションの利用にあたり以下各号のすべてに同意するものとします。

- (1) 本約款（変更後の約款を含みます。）の定め及び別途当社と利用会員との協議により定めた事項がある場合は当該事項。
- (2) 当社が利用会員に対して、アカウントID・パスワード等を発行または指定する場合に、自己の責任において厳重に管理し、別途当社が認める場合を除き、直接的または間接的に第三者に使用させ、または譲渡する等の一切の処分を行わず、これらを用いてなされた一切の行為についてその責任を負うこと。また、アカウントID・パスワード等を紛失し、またはそのおそれがあると知った場合、その理由、原因及び帰責性の如何を問わず、ただちに当社にその旨申し出ること。
- (3) 本オプションの利用に際して利用会員が当社に通知・登録した情報につき、統計

的形式等、利用会員を特定できないと当社が判断する形式にて、当社の裁量で利用及び公開すること。

- (4) 本オプションの提供または本オプション利用料金の算出のために当社が必要と判断する情報を、当社の求めに応じて当社に報告・提供すること。また、当社がこれら的情報を、本オプションの提供に際して取得、保管すること。
- (5) 本オプションの提供のために、当社が知り得た利用会員に関する情報の全部または一部につき、当社が本オプションを提供するために必要な範囲で、第17条に定める委託先に対して開示すること。
- (6) 当社が、登録された利用会員に関する一切の情報を、利用契約の有効期間中及び利用契約終了後も、以下①から⑤までに定める利用目的の他、当社及び当社のグループ会社等（当社の親会社、当該親会社の連結子会社、持分法適用会社、関係会社、関連会社及びそれらの代理店をいいます。）が取扱う商材等のご案内の目的において利用し、その他、当社のプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定及びそれらの規定が変更されたものを含むものとし、以下「プライバシーポリシー」といいます。）に基づく取り扱いを行うこと。
  - ① 本オプションの提供の目的。
  - ② 本約款または本オプションの変更に関する案内または緊急連絡をする目的。
  - ③ キャンペーン・アンケートを実施する目的。
  - ④ マーケティングデータの調査、分析、新たなオプション開発を行う目的。
  - ⑤ その他、利用会員から事前の同意を得た目的。

## 第7条（利用会員の禁止事項）

利用会員は、本オプションの利用に際し、以下各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他人になりすまして本オプションを利用する行為。
- (2) 自らが契約者ではない使用場所または事業に関わらない個人宅その他の当社が承認しない使用場所に関して本オプションの申込みまたは利用を行う行為。
- (3) 虚偽または不正確な情報を当社に提供する行為。
- (4) 個人や団体を誹謗、中傷、脅迫し、またはそのおそれのある行為。
- (5) 著作権、商標権、その他の知的財産権を含む他人の権利を侵害し、またはそのおそれのある行為。
- (6) 本オプションを通じて入手した情報を、改変、翻案、編纂、修正、データベース化、複製、販売その他方法の如何を問わず、本オプションの利用の範囲を超えて利用し、または第三者に開示、提供する行為。
- (7) 本オプションを通じて入手した情報をを利用して、当社または第三者に対して金銭等を要求し、または不利益もしくは損害を与える行為。

- (8) 本オプション及びその他当社が提供するアプリケーション・コンテンツ等の改造、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブル等の行為。
- (9) 本オプションの円滑な運営を妨げる行為、または当社の信用または名誉を毀損する行為、もしくはそれらのおそれのある行為。
- (10) 犯罪行為、または法令に反する行為等公序良俗に反する行為、もしくはそれらのおそれのある行為。
- (11) 本約款の定めのいずれかに違反する行為。
- (12) 当社の承認した以外の方法により本オプションを利用する行為。
- (13) その他当社が利用会員として不適切と判断する行為。

#### **第8条（本オプションの提供開始時期及び利用期間）**

- 1. 当社は、別段の定めが無い限り、次の各号に定める日（以下「利用開始日」といいます。）から、本オプションの提供を開始するものとします。
  - (1) 利用会員が需給契約のお申込みと同時にオプションの付加を申し込む場合  
需給契約の供給開始日が属する月の翌月 1 日
  - (2) すでに需給契約を締結した利用会員が契約期間中にオプションの付加を申し込む場合当社が申込みを承諾した日が属する月の翌月 1 日
- 2. 利用会員による本オプションの利用期間は、前項に基づき当社が本オプションの提供を開始した日から、本約款の定めに基づいて利用契約が終了する日までとします。

#### **第9条（本オプション利用料金等）**

- 1. 本オプションの利用料金は、以下各号のとおりとします。なお、本オプション利用料金について、日割り計算は行わないものとします。
  - (1) 月額利用料  
金 4,378 円（税込）。ただし、本オプションの利用開始日が属する月から起算して 3 ヶ月目までは無料とします。なお、利用契約が一度解約または解除された後、改めて成立することとなった場合には、この無料期間はありません。
  - (2) メンテナンス対応個別料金および緊急対応個別料金  
個別のメンテナンス対応または緊急対応ごとに必要となる料金を指します。本号の料金が発生する場合には、当社は事前に利用会員に対して見積書を提示し、利用会員から承諾を得た場合に限り、個別のメンテナンス対応または緊急対応を遂行するものとします。なお、設備・機器の経年劣化の度合いや状態、メンテナンス作業現場の状況等その他の個別の状況・作業内容等により、見積書と実際の請求金額に差異が生じる可能性がありますが、利用会員はこれを予め承諾するものとします。
  - (3) その他、支払方法に応じた支払請求手数料等、別途当社が利用会員に対して定め

## る諸料金

2. 当社は、毎月末日締めにて本オプション利用料金を算出し、当社所定の日に利用会員に対し請求します。この場合において、当社は、同じ月に発生した月額利用料ならびにメンテナンス対応個別料金および緊急対応個別料金を、それぞれ異なる時期に請求できるものとします。
3. 利用会員は、前項により当社が請求した本オプション利用料金を、需給契約に基づく料金と同一の時期および方法にて、当該料金と合算して支払うものとします。
4. 当社は、利用会員がすでに支払った本オプション利用料金について、本約款に別段の定めのある場合を除き、いかなる場合においても利用会員に返還しません。
5. 利用会員は、本オプション利用料金の支払いを怠った場合、遅延損害金を支払うものとします。この場合において、遅延損害金の算定方法、支払時期および支払方法は、需給契約に基づく料金に対する遅延損害金に準ずるものとします。

## 第 10 条（審査基準及び債権の保全）

1. 当社は、本オプションの円滑な提供、債権の保全及び第 24 条に定める反社会的勢力の排除等その他当社が必要と判断する目的のため、申込者または利用会員について、当社が定める基準及び方法に従い審査を行います。
2. 前項の審査によって当社が必要と判断した場合、当社は利用会員に対し、当社が認める連帯保証人による連帯保証その他必要な担保の提供を求めることができ、利用会員はこれに従うものとします。

## 第 11 条（変更手続等）

1. 利用会員は、本オプションの利用に際して利用会員が当社に通知・登録した事項に変更が生じた場合は、遅滞なく当社所定の方法により通知・再登録するものとします。なお、当該変更事項を証明する書類を提出していただく場合があります。
2. 当社は、利用会員が前項の通知を懈怠したことによる起因して利用会員及び第三者が被った損害等について一切の責任を負わないものとします。

## 第 12 条（本オプションの中止・停止等）

1. 当社は、以下のいずれかの事態が発生した場合には、当社が適当と判断する方法で利用会員に告知することにより、本オプションの全部または一部を中止または停止できるものとします。ただし、緊急やむを得ない場合には、当社は、事前に告知を行うことなく、即時に本オプションの全部または一部を中止または停止できるものとします。
  - (1) 本オプションを提供するために必要なシステムの保守点検・更新を定期的または緊急に行う場合。
  - (2) 火災、停電、天災地変、労働争議、戦争、テロ、暴動その他不可抗力または第三

者による妨害等その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり本オプションの提供が困難な場合。

- (3) 本オプションの運用上または技術上の理由により、本オプションの中止または停止が必要または適切と当社が判断した場合。
  - (4) 支払期日を経過しても利用会員が本オプション利用料金を支払わない等、利用会員が本約款または利用契約の定めのいずれかに違反した場合。
  - (5) 利用会員の本オプション利用料金の決済方法が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合、または利用不能等となり、決済代行会社等から緊急に停止すべき旨の連絡が当社にきた場合。
  - (6) 利用会員が第 22 条第 1 項各号のいずれかに該当した場合。
2. 当社は、前項に基づき本オプションの全部または一部が中止または停止された場合であって、その中止事由または停止事由が相当期間を経過しても解消または是正されない場合には、当社が適当と判断する方法で利用会員に告知することにより、利用契約を解約することができるものとします。
3. 当社は、前 2 項に基づき本オプションの全部もしくは一部を中止もしくは停止したことまたは利用契約を解約したことにより、利用会員に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

### 第 13 条（本オプションの提供に関する免責事項）

- 1. 当社は、本オプションの正確性、有用性、適合性、完全性、機密性、最新性その他利用会員による本オプションの利用について一切の保証を行わず、本オプションの利用により利用会員が何らかの損害を被った場合、その損害が当社の故意または重過失により発生したものでない限り、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
- 2. 前項の定めにかかわらず、予見可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益及び間接損害について、当社は、一切の責任を負わないものとします。また、いかなる場合においても、当社は、天災地変、原因不明のネットワーク障害等の不可抗力により生じた損害について一切責任を負わないものとします。
- 3. 当社は、本オプション提供のためのインフラ、システム等に瑕疵がないこと等につき、一切の保証を行いません。
- 4. 当社は、本約款に定める諸手続において、利用会員の責めに帰すべき事由を原因として、本オプションの開始もしくは終了が遅滞したことにより利用会員に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 5. 前各項の他、当社は、本約款に別段の定めのある場合を除き、本オプションの提供の遅滞、変更、中断、中止、停止及び廃止に関連して、利用会員またはその他の第三者が被ったいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。
- 6. 当社は、利用契約が終了した場合、その終了の事由の如何にかかわらず、逸失利益、

営業補填等名目の如何を問わず、一切の損害賠償責任を利用会員に対して負わないものとします。

7. 利用会員は、本オプションの利用及びその結果につき自ら一切の責任を負うものとします。万一、利用会員が本オプションの利用に関して第三者に損害を与えた場合、または第三者との間で紛争が生じた場合、利用会員は、自己の責任と費用負担でこれを解決するものとし、当社が他の利用会員や第三者から責任を追及された場合は、利用会員はその責任と費用負担において当該請求または紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。また、当社が当該第三者からの責任追及への対応に要した一切の費用について、当社は利用会員に求償することができるものとします。

#### **第 14 条（秘密保持）**

利用会員は、本オプションを利用するうえで知り得た当社の営業上の情報、技術情報、ノウハウ、及び経営に関する情報等の一切の情報を、利用契約の有効期間中はもとより利用契約終了後においても、当社の事前の書面による承諾なくして、如何なる第三者にも開示、提供もしくは漏洩、または本オプションの利用という目的以外に使用しないものとします。

#### **第 15 条（利用会員に関する情報の取り扱い）**

利用会員は、当社が取得した利用会員の情報を、当社が別途公表するプライバシーポリシーの規定のとおり取扱うことについて、あらかじめ同意するものとします。

#### **第 16 条（著作権、商標権等）**

本オプションに関わる著作権、商標権、その他知的財産権及び所有権等は、別途指定が無い限り当社または本オプションの提供に係る当社の提携事業者に帰属します。

#### **第 17 条（第三者への委託）**

当社は、本オプションに関する当社の業務の全部または一部を、当社の裁量で第三者に委託して行わせることができるるものとします。当該第三者が再委託をする際の承諾についても、同様とします。

#### **第 18 条（告知・通知・連絡等）**

当社は、書面による郵送、WEB サイトへの掲載、その他当社が適当と判断する方法により、利用会員に隨時必要な事項の告知・通知・連絡等を行うものとします。

#### **第 19 条（債権管理）**

当社は、利用会員が本オプション利用料金等その他当社に対して支払義務を負う債務の支払を怠った場合、債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）により認可された

債権回収代行会社または弁護士に、自己の裁量で当社の利用会員に対する債権の管理回収業務を委託する場合があります。

## 第 20 条（譲渡禁止）

利用会員は、利用契約に基づく権利義務の全部または一部について、事前に当社の書面による承諾を得ないで、第三者に譲渡し、貸与し、または自己もしくは第三者のために担保に差し入れる等、一切の処分をしてはならないものとします。

## 第 21 条（利用契約の解約）

1. 利用会員は、利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法により当社へ通知するものとし、当該通知が当社に到達した日が属する月の末日をもって、利用契約は解約されるものとします。
2. 当社は、解約希望日の 1 ヶ月前までに利用会員に対して通知することにより、利用契約を解約することができるものとします。
3. 前 2 項の規定にかかわらず、需給契約が終了した場合、利用契約は、当該需給契約が終了した日の属する月の末日付にて終了します。

## 第 22 条（利用契約の解除）

1. 当社は、利用会員が以下の各号のいずれかに該当したとき、または該当するおそれがあると当社が認めたときは、何らの通知もしくは催告等をすることなく、直ちに利用契約を解除し、本オプションの提供を終了することができるものとします。
  - (1) 本約款の定めのいずれかに違反したとき。
  - (2) 本オプションの利用に関して当社に通知、申告もしくは届出を行った内容に虚偽があったとき、または第 11 条に定める変更の通知を怠ったとき。
  - (3) 本オプション利用料金等その他当社に対して支払義務を負う債務の履行遅滞または不履行があったとき。
  - (4) 利用契約成立後に、第 5 条第 4 項各号に該当する事由の存在が判明したとき。
  - (5) 第 10 条第 1 項に定める審査基準を満たさない状態となったとき。
  - (6) 信用状態が著しく悪化したと認められるとき。
  - (7) 自己の振り出した手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、または銀行取引停止処分を受けたとき。
  - (8) 破産または民事再生手続開始の申立があったとき。
  - (9) 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受けたとき、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
  - (10) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権等その他の諸権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を行ったとき。

- (11) 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたと当社が認めたとき。
  - (12) 関係法令に抵触し、または、監督官庁等からの指示、指導、勧告もしくは立ち入りを受けたとき、または、そのおそれがあるとき。
  - (13) 当社から利用会員に対する通知・連絡が不通となったとき。
  - (14) 故意または過失により当社に損害を与えたとき。
  - (15) その他当社が利用会員として不適切と判断したとき。
2. 利用会員は、前項各号のいずれかに該当したときは、本オプション利用料金等その他当社に対して支払義務を負う債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。
  3. 当社は、第1項に基づき利用契約を解除したことにより、利用会員に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

### 第23条（利用契約終了後の措置）

1. 利用契約が終了した場合、その終了の事由の如何にかかわらず、利用契約終了までに発生した利用会員の一切の債務は、利用契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとし、利用会員は、当社が指定する方法に従って、速やかに当社に支払うものとします。
2. 利用契約が終了した場合、その終了の事由の如何にかかわらず、当社は、利用会員の本オプションの利用に関する一切の情報を、当該利用会員に事前に通知することなく消去、破棄することができるものとします。また、当該消去、破棄について、当社はいかなる責任も負わないものとします。
3. 本約款の本条、第4条第4項、第6条、第7条、第9条、第12条第3項、第13条乃至第16条、第18条乃至第21条、前条第2項及び第3項、次条第4項なお書、第25条乃至第27条の定めについては、利用契約の終了後も当社と利用会員との間で引き続き効力を有するものとします。

### 第24条（反社会的勢力の排除）

1. 利用会員は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。
  - (1) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、及び、過去5年以内に反社会的勢力でなかったこと。
  - (2) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと。
  - (3) 反社会的勢力を利用しないこと。
2. 利用会員は、自らまたは第三者をして次の各号に定める行為をしないことを表明し、保証します。

- (1) 当社または第三者に対する「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条各号に定める暴力的 requirement 行為
  - (2) 当社または第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 当社に対し、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
  - (4) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
  - (5) 前各号に準ずる行為
3. 利用会員は、利用会員が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を当社に報告し、当社の検査機関への通報及び当社の報告に必要な協力をうるものとします。
4. 当社は、利用会員に前三項のいずれかの規定に違反している事実が発覚（報道されたことを含みます。）したときは、何らの催告なしに、かつ、損害賠償・損失補償その他何らの義務も負うことなく、利用契約等その他利用会員と当社との間で締結したすべての契約の全部または一部を解除することができるものとします。なお、本項による解除が行われた場合であっても、利用会員は当社に対し、何らの請求、主張、異議申立てを行わないものとし、かつ、当社は、本項による解除によっても、利用会員に対する損害賠償請求は妨げられないものとします。

### **第 25 条（損害賠償）**

利用会員が、本オプションの利用に関して、利用会員の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、利用会員は、当社が被った一切の損害を賠償するものとします。

### **第 26 条（協議解決）**

当社は、本オプションの提供において生じた疑義または本約款に定めのない事項について生じた疑義について、利用会員と誠実に協議し解決するよう努めます。

### **第 27 条（準拠法及び合意管轄裁判所）**

本約款に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとし、本約款または本オプションに関する一切の訴訟については、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決を行います。

### **附則**

#### **第 1 条（本オプションの特典付与）**

- 1. 当社は、利用会員に対する本オプションの提供が継続する限り、利用会員に対して別紙2に定める動産総合保険特典を付与するものとします。
- 2. 引受保険会社は、さくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）であ

り、引受保険会社と当社の委託先である株式会社エコログが動産総合保険契約を締結し、被保険者を利用会員として、本特典が付与されるものとします。

3. 利用会員は、前項の保険契約の被保険者となることにつき、予め同意するものとします。
4. 引受保険会社に対する保険料の支払いは、株式会社エコログが行います。

制改定履歴（別紙含む）

2025年7月14日 制定

2026年1月1日 改定

2026年1月28日 改定

## 別紙1 本オプションの概要

### ■本オプションの内容

1. 本オプションは、以下各号のオプションを内容とします。
  - (1) メンテナンス対応
  - (2) 緊急対応
  - (3) 業務用安全確認点検
2. 前号各号のオプションの利用には、利用会員からのご連絡が必要です。利用会員が前項各号のオプションに係る個別の依頼を行う場合は、下記に連絡するものとします。

記

TEL : 0570-000-925 (11:00～19:00 年末年始除く)

問合せフォーム : <https://eco-log.co.jp/contact>

以上

3. 本オプションの提供に係る業務について、第17条に基づく当社からの委託または委託先からの再委託により、「株式会社エコログ（法人番号：8013301046026）」（委託先）または「シンプロメンテ株式会社（法人番号：4010701033954）」（再委託先）が、利用会員の店舗・施設に訪問し、メンテナンス・点検作業を行います。
4. 以下各号に該当する場合は、本オプションの対象外とします。
  - (1) 自らが契約者ではない使用場所に係る設備や機器、内外装等
  - (2) 事業に関わらない個人宅その他の当社が承認しない使用場所に係る設備や機器、内外装等
  - (3) 支払期日が到来している本オプション利用料金に未払いがある場合
  - (4) 前各号の他、当社または当社の委託先（再委託先を含みます。）が対応不可と判断する設備や機器、内外装等

### ■メンテナンス対応

1. 利用会員の店舗・施設にある設備や機器、内外装等で発生する不具合に関して、24時間 365 日、修理依頼を受け付けます。ただし、修理の内容や受付時間によっては翌日の作業となる場合があります。
2. メンテナンス対応の利用には、第9条第1項第2号に定めるメンテナンス対応個別料金の請求が発生します。なお、見積書提出後に作業キャンセルとなった場合、原則として訪問費用の請求はありませんが、初回診断費・現場調査費（詳細な作業見積提出のために事前に不具合の原因特定作業や調査作業が必要となる場合の費用を指します。）の請求が発生する場合があります。
3. メンテナンス対応の工種は以下各号のとおりです。個別の作業内容・作業箇所は別途定めるものとします。

- (1) 内外装修繕
- (2) 電気修繕
- (3) 空調修繕
- (4) 給排水・水周り修繕
- (5) 厨房設備
- (6) 清掃
- (7) 自動ドア

#### ■緊急対応

1. 利用会員の営業活動に重大な支障を生じるなど、緊急性が高いと当社が判断した場合に、1年に2回まで、利用会員の店舗・施設にある設備や機器、内外装等で発生する不具合に関して、24時間365日、修理依頼を受け付けます。ただし、修理の内容や受付時間によっては翌日の作業となる場合があります。また、再訪問や二次対応を行う場合は、緊急対応は利用できず、メンテナンス対応での利用となります。
2. 当社は、利用会員からの緊急対応の依頼内容について、緊急対応実施の前後を問わず、当社が定める基準及び方法により審査を行います。審査により、利用会員からの依頼内容が緊急対応の利用対象ではないと当社が判断した場合は、当該依頼はメンテナンス対応での利用となります。
3. 当社は、利用会員から緊急対応の依頼を受けた場合、事前に利用会員に対して見積書を提示し、利用会員から承諾を得た場合に限り、緊急対応を遂行するものとします。前二項に定める事由またはその他の事由により、緊急対応ではなくメンテナンス対応の利用となる場合は、当該見積書に基づくメンテナンス対応個別料金が発生するため、利用会員は予めこれを了承のうえ、見積書の承諾を行うものとします。
4. 第8条第1項に定める利用開始日が属する月を1ヶ月目として3ヶ月目の初日から受付可能となります。受付可能となった日から12ヶ月間を1年間とし、その期間内に2回まで受け付けるものとします。当該期間が満了した場合、満了日の翌日から12ヶ月間を次の1年間とします。
5. 緊急対応に関する料金は、各種費用の合計金額が5万円（税込）以下の場合は無料とし、各種費用の合計金額が5万円（税込）を超える場合には、当該5万円（税込）を超える分の金額について緊急対応個別料金が発生するものとします。
6. 緊急対応の工種は以下各号のとおりです。個別の作業内容・作業箇所は別途定めるものとします。
  - (1) 内外装修繕
  - (2) 電気修繕
  - (3) 空調修繕
  - (4) 給排水・水周り修繕

### ■業務用安全確認点検

1. 1年に1度、利用会員の店舗・施設に訪問し、以下各号のうち1工種の安全確認点検を実施します。
  - (1)内外装
  - (2)電気設備（店舗・オフィス内の電気設備）
  - (3)空調設備
  - (4)給排水・水周り
  - (5)厨房設備（飲食店舗内の厨房設備）
  - (6)清掃
  - (7)自動ドア
2. 業務用安全確認点検は、第8条第1項に定める利用開始日が属する月を1ヶ月目として13ヶ月目以降に受け付けます。
3. 業務用安全確認点検に関する料金は、月額利用料に含まれており、別途料金の請求はありません。

## 動産総合保険特典

### 1. 概要

本オプション「設備メンテナンスオプション（以下「本オプション」といいます。）」に付随関連して、以下の条件を満たし表に記載された利用会員の住所施設内に収容、設置または使用されている機器（以下「対象機器」といいます。）が下記に記載する補償対象事故により生じた損害に対して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を株式会社エコログ、被保険者を利用会員（法人・個人事業主に限ります。）とする動産総合保険契約に基づき、引受保険会社から保険金額を上限とする保険金が支払われる特典（以下、「本特典」）をいいます。

### 2. 対象機器

(1) 本オプションの対象となる機器は、以下の種別とします。

対象機器の種別			
両袖机	キャビネット(引出し型)	金庫	インクジェットプリンター
片袖机	キャビネット(オーブン型)	プラントボックス	カラーコピー機
平机	キャビネット(トレイ型)	傘立	シュレッダー
椅子	キャビネット用ベース	脚立	パソコン(デスクトップ)
テーブル(会議室用)	スチール棚(密閉式)	時計(壁掛け型)	パソコン(ノート)
椅子(会議室用)	パーティション	冷蔵庫	サーバー
テーブル(喫煙所等)	パーティション支柱金具	電子レンジ	DVD ドライブ
椅子(喫煙所等)	コートハンガー	ビデオカメラ	ファクシミリ
空気清浄機	ロッカー	カラーテレビ	電話機
受付カウンター	ホワイトボード	テレビ台	レーザープリンター
椅子(受付用)	ホワイトボード(印刷機能付)	ビデオデッキ	オーバーヘッドプロジェクター
キャビネット(両開き扉型)	スキャナー	DVD デッキ	コピー機

ただし、次の条件を満たす機器とします。

- ① 利用会員の住所（利用契約記載の住所をいいます。）に収容、設置または使用されている機器で、購入時および本オプション利用契約開始時に、外形上の損傷がなく、正常に動作している機器
  - ② 日本国内で修理可能なメーカーの機器
  - ③ 事故発生日時点で、購入日から 5 年以内の対象機器
- (2) 本条（1）の対象機器には、次のいずれかに該当するものを含みません。
- ① 対象機器の周辺機器・付属品・消耗品（AC アダプター、ケーブル、リモコン、マウス、キーボード、コントローラー、バッテリー、外部記録媒体、外付けモニター、インク・トナーおよびそのカートリッジ・容器、用紙類、鍵・錠その他類似機器・製品等）
  - ② 事故日を起算日として購入日から 5 年を超過した対象機器
  - ③ 中古製品として購入された機器
  - ④ 対象機器内のソフトウェアおよび保存データ
  - ⑤ レンタル・リースなどの賃借の目的となっている機器
  - ⑥ 過去に当該対象機器のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの）以外で、不適正な修理・加工・改造・過度な装飾がされた機器
  - ⑦ 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である機器
  - ⑧ 日本国外で購入された機器または日本国外から直接購入された機器
  - ⑨ 日本国外のみで販売されている機器
  - ⑩ 購入日が不明な機器
  - ⑪ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、燃料類
  - ⑫ 材料、部品、半製品、仕掛品類

### 3. 補償期間

補償は、本オプション加入日の属する月の翌々翌月 1 日午前 0 時（以下、「補償始期」といいます。）に始まり、1 年後の応当日の前日午後 12 時（以下、「補償終期」といいます。）に終わり（以下、「補償期間」といいます。）、本オプション契約期間中、補償期間は継続されます。なお、本オプションの補償始期日以前、または本オプションの提供終了日以降に対象機器に生じた損害に対しては、本特典の適用はありません。

### 4. 補償対象事故および保険金額

#### (1) 補償対象事故

上記 3.「補償期間」中に、偶然な事故（火災、落雷、破裂または爆発、盗難、騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為、給排水設備に生じた事故による水濡れ）により上記 2.「対象機器」に生じた損害（外装の破損、損壊、水濡れ、盗難）に対して、保険金が支払われます。

## (2) 保険金額

以下の保険金額を限度として保険金が支払われます。なお、対象機器がメーカー保証、販売店による保証制度等により、本特典で保険金が支払われる場合と重複した場合には、他の補償制度による補償を優先することとします。

保険金額	ご利用上限回数
修理可能：1事故 最大100万円（※1） 修理不能：1事故 最大100万円（※2）	保険金の支払回数は制限なし（※3）

※1 修理可能とは、対象機器をメーカー等で修理が可能な状況を指し、修理により同等品を本体交換した場合も含みます。対象機器のメーカー保証内の故障の場合は、有償修理に要した実費に対して、最大金額（1回・100万円）を上限として保険金が支払われます。なお、修理により同等品に本体交換した場合も修理可能扱いとなります。

※2 修理不能とは、対象機器がメーカー等での修理が不可能な状況を指します。修理不能な場合には、修理不能となった当該機器の購入価格を上限として保険金が支払われます。ただし、購入証明書（購入時の価格が記載されている書類）の提出ができず、同等価格の機器を再購入された場合は、当該機器の購入価格または保険金額の小さい方を上限として保険金が支払われます。

※3 保険金額は1事故について設定されているため、1補償期間（1年間）（起算日は本オプションの開始日の翌々翌月1日）の保険金支払回数に制限はありません。なお同一事故による請求は1度きりとします。

## 5. 提出必要書類

本特典の利用に際し、以下の書類をご提出いただきます。

区分	提出必要書類
「修理可能」の場合	① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ② 修理領収書、修理に関するメーカー・修理店等のレポート等故障を証明できるもの ③ 損害状況・損害品の写真 ④ メーカーの発行する保証書（メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑）
「修理不能」	① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書

の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 修理に関するメーカーの発行するレポート等の対象機器が修理不能であることを証明できるもの</li> <li>③ 修理不能となった対象機器の購入時の金額が確認できる領収証や帳票</li> <li>④ 新規購入した際の領収書等、新規購入したことが証明できるもの（※1）</li> <li>⑤ 損害状況・損害品の写真</li> <li>⑥ 盗難届受理証明（盗難の場合のみ）</li> </ul>
-----	--

※1 事故が起きた対象機器の購入証明書が提出できない場合には提出が必要となります。

## 6. 保険金が支払われない場合

以下のいずれかに該当する場合には、保険金支払の対象外とします。

- (1) 利用会員の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (2) 利用会員と同居する者、利用会員の親族、利用会員の法定代理人、利用会員の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- (4) 風災、雹災、雪災、台風、洪水等の自然災害に起因する損害
- (5) 当社および引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合
- (6) 利用会員が報告した故障・損害を当社および引受保険会社が確認できない場合
- (7) 利用会員が本オプションの適用資格を有していないときに発生した場合
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する場合（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）
- (9) 公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- (10) 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- (11) 本オプション補償始期日前および補償終期日後に対象機器に生じた損害
- (12) すり傷、汚れ、しみ、焦げ（火災、爆発を除きます。）等の本体機能に直接影響しない外形上の損害
- (13) 自然消耗、経年劣化、さび、かび、腐敗、変質・変色
- (14) 直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の欠陥によって生じた損害
- (15) ブラウン管・電球・LED、その他これらに類似の管球類に単独に生じた損害
- (16) 温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害
- (17) 対象機器にかかった修理費用以外の費用（見積り取得に関する送料、機器の送料および費用支払時の事務費用等）
- (18) 日本国外で発生した事故による損害

- (19) 機器購入から 1 年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合（初期不良およびリコール対象となった部位・部品を含みます）
- (20) 対象機器を被保険者が自ら製造・制作、改造または修理した場合
- (21) 対象機器の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣
- (22) 損傷が生じたことによる保険の対象の価値の低下による損害
- (23) 紛失・置き忘れおよびその間に生じた損害およびこれらに起因する使用不能等から生じた間接損害
- (24) ソフトウェアの瑕疵または障害に起因する損害
- (25) 本オプションで登録された利用会員の住所・施設外で発生した事故による損害
- (26) 利用会員以外の者が購入した機器の損害
- (27) 対象機器の電気的・機械的事故による損害
- (28) 被保険者が対象機器を譲渡した場合、その事実が発生した以降に対象機器に発生した損害

【保険金請求に関するお問い合わせ先】

さくら損害保険 保険金請求窓口 電話番号：0120-502-720

受付時間：平日 10:00～19:00（年末年始は除く）